

株式分割に関する基準日設定公告

平成 21 年 11 月 6 日

株 主 各 位

三重県津市藤方 501 番地の 62
株式会社メディカルー光
代表取締役社長 南野 利久

当社は、平成 21 年 10 月 21 日開催の取締役会において、平成 21 年 12 月 1 日付をもって当社普通株式 1 株を 2 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成 21 年 11 月 30 日と定めましたので公告いたします。

また、平成 21 年 12 月 1 日付をもって当社定款第 6 条を変更し、発行可能株式総数を 30,000 株増加して 60,000 株といたします。

以 上

お知らせおよびご注意

1. 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は、平成 21 年 12 月下旬にお届出ご住所にお送り申しあげる予定です。
2. 平成 21 年 12 月 1 日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等の振替口座簿に記録されることとなります。
3. 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等にお申出ください。